

### 公害防止管理者等選任一覧

対象業種：製造業(物品の加工業を含む)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業

届出名称		規模による区分	選任が必要な工場
公害防止統括者		従業員21人以上の特定事業者	特定工場
公害防止主任管理者		排出ガス量:4万Nm <sup>3</sup> /h以上 かつ 排出水量:1万m <sup>3</sup> /日以上	ばい煙発生施設及び 汚水等排出施設設置工場
大気関係	第1種	排出ガス量:4万Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	大気汚染防止法施行令別表第1 9項※、14～26項に掲げるばい煙発生施設が設置されている 工場 (有害物質発生施設)
	第2種	排出ガス量:4万Nm <sup>3</sup> /h未満の工場	
	第3種	排出ガス量:4万Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	ばい煙発生施設が設置されている工場 (第1種、第2種対象施設を除く)
	第4種	排出ガス量:1万Nm <sup>3</sup> /h以上、 4万Nm <sup>3</sup> /h未満の工場	
水質関係	第1種	排出水量:1万m <sup>3</sup> /日以上	汚水等排出施設が設置されている工場 (有害物質発生施設※※)
	第2種	排出水量:1万m <sup>3</sup> /日未満の工場 又は特定地下浸透水を浸透させている工場	
	第3種	排出水量:1万m <sup>3</sup> /日以上	汚水等排出施設が設置されている工場 (第1種、第2種対象施設を除く)
	第4種	排出水量:1000m <sup>3</sup> /日以上、 1万m <sup>3</sup> /日未満の工場	
騒音・振動関係			騒音発生施設または振動発生施設が設置されている工場
特定粉じん			特定粉じん発生施設が設置されている工場
一般粉じん			一般粉じん特定施設が設置されている工場
ダイオキシン関係			ダイオキシン類発生施設が設置されている工場

※ 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又は

※※ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 別表第1 参照

注 ・これらのポストにはすべて代理者が必要。

- ・騒音関係については、騒音規制法第3条に基づく指定地域内の工場が対象となる。
- ・振動関係については、振動規制法第3条に基づく指定地域内の工場が対象となる。
- ・騒音・振動関係については平成18年4月1日から適用(資格区分の統合)

※資格の有効範囲について

(1) 大気関係

大気第1種  
有資格者      大気第2種  
有資格者      大気第3種  
有資格者      大気第4種  
有資格者

大 気 関 係	第1種	排出ガス量:4万Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	○	○		
	第2種	排出ガス量:4万Nm <sup>3</sup> /h未満の工場	○			
	第3種	排出ガス量:4万Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	○	○	○	
	第4種	排出ガス量:1万Nm <sup>3</sup> /h以上、 4万Nm <sup>3</sup> /h未満の工場	○		○	○

(2) 水質関係

水質第1種  
有資格者      水質第2種  
有資格者      水質第3種  
有資格者      水質第4種  
有資格者

水 質 関 係	第1種	排出水量:1万m <sup>3</sup> /日以上の工場	○	○		
	第2種	排出水量:1万m <sup>3</sup> /日未満の工場 又は特定地下浸透水を浸透させている工場	○			
	第3種	排出水量:1万m <sup>3</sup> /日以上の工場	○	○	○	
	第4種	排出水量:1000m <sup>3</sup> /日以上、 1万m <sup>3</sup> /日未満の工場	○		○	○